

市立伊丹ミュージアムの指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により市立伊丹ミュージアムの指定管理者を下記のとおり指定するので、同条第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

記

1 指定するもの

住 所 伊丹市宮ノ前 2 丁目 5 番 20 号

名 称 伊丹ミュージアム運営共同事業体

代表者 公益財団法人いたみ文化・スポーツ財団

理事長 二宮 叔枝

2 指定期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

令和 6 年 12 月 2 日提出

伊丹市長 藤 原 保 幸

(参 考)

団体の概要

1 設立日

令和 3 年 1 0 月 5 日

2 構成員

(1) 伊丹市宮ノ前 1 丁目 1 番 3 号 伊丹市立文化会館内

公益財団法人いたみ文化・スポーツ財団

評議員数 1 2 名，役員数 1 4 名（理事 1 2 名，監事 2 名），
職員数 2 1 0 名（臨時職員 1 3 4 名含む）

事業 ア 芸術・文化，生涯学習及びスポーツに関する各
種事業

イ 芸術・文化，生涯学習及びスポーツに関する調
査及び研究

ウ 芸術・文化，生涯学習及びスポーツに関する資
料の収集及び情報の提供

エ 伊丹市の芸術・文化施設，生涯学習施設及びス
ポーツ施設の管理

オ 伊丹市の芸術・文化事業，生涯学習事業及びス
ポーツ事業の受託

カ その他この法人の目的を達成するために必要な
事業

(2) 伊丹市宮ノ前 2 丁目 5 番 2 0 号

公益財団法人柿衛文庫

評議員数 6 名，役員数 9 名（理事 7 名，監事 2 名），職員
数 7 名（臨時職員 2 名含む）

事業 ア 柿衛文庫に収集した俳諧・俳句資料の保存及び
随時公開

イ 俳諧・俳句文学に関する調査研究

ウ 俳諧・俳句文学に係る出版物の刊行

エ 講演会，研究発表会等の開催

オ 伊丹市の芸術・文化施設事業の受託

カ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

3 資産の総額

(1) 公益財団法人いたみ文化・スポーツ財団

5 1 8 , 2 6 6 , 9 6 3 円

(2) 公益財団法人柿衛文庫

3 8 5 , 9 6 4 , 4 0 3 円

4 目的

市立伊丹ミュージアムの管理運営業務を共同連帯して営むこと。